

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策を着実に推進するため、中期的な温室効果ガス排出量の削減目標を早急に定めるとともに、具体的かつ実現可能な工程を示すこと。

また、国と地方自治体の役割を早期に明確にし、都市自治体の役割に応じた実効性のある支援策を講じること。

2. 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

（1）微小粒子状物質（PM2.5）について、大気汚染防止法に基づく注意報等が発令できるよう必要な措置を講じるとともに、PM2.5濃度が高くなった場合の具体的な対処方法を公表すること。

（2）都市自治体における監視体制を強化するため、財政措置の拡充を図ること。

（3）発生源や発生原因の解明を進めるとともに、越境汚染対策を含む実効性のある対策を早期に明確にし、実施すること。

3. 浄化槽整備事業等に対する支援について

（1）水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。

（2）地域で一体的に受検した浄化槽法第11条に基づく水質検査について、財政措置を講じること。

4. 騒音対策について

（1）新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成に向け、新たな目標期間を設定するとともに、必要な措置を講じること。

（2）低周波音問題について、低周波音に関する調査・研究を推進するとともに、健康被害との関係について「参照値」ではなく「基準値」を設定すること。

また、低周波音に係る最新情報を随時提供すること。

5. すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な財政措置等を講じること。
6. 地域における湖沼の環境保全対策に対し、更なる支援措置を講じること。
7. 公共施設等における土壌汚染対策に対し、財政措置を講じること。
8. 都市自治体を実施する特定外来生物の防除事業等について、更なる支援措置を講じること。
9. 火葬場の整備に対し、財政措置を講じること。
10. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。